

【学校教育目標】知・徳・体の調和がとれ、主体的・協働的に行動できる子どもの育成



学校だより

鈴鹿市立愛宕小学校

令和7年3月25日

No. 33



3学期あゆみ、本日お渡ししました

令和2年度より、市内全ての小学校で現在の様式に統一され、使用しています。

「学習のようす」「生活のようす」の3学期の評価は、一年間を総括した評価となっていますので、「あゆみ」の表記も、「3学期」ではなく、「学年末」となっています。ただし、「特別の教科 道徳」「総合的な学習の時間（3～6年）」「外国語活動（3・4年）」の評価は「学年末」ではなく、従来通りの「3学期」となっており、学期ごとの評価となっています。3月25日に、お子様を通じてお渡しいたします。お子様が頑張ったところは、（もし結果が伴わなかったとしても）その努力をしっかりと褒めてあげてください。そのうえで、課題として残ったところは、次年度に向けて、お子様の思いを聞きながら助言や励ましの声かけをしていただけると有難いです。



R7年度「あたごの生活のきまり」について 愛宕小学校生活指導部会

毎年4月に配布しています「あたごの生活のきまり」は、社会通念に照らし合わせつつ、誰もが安心安全な学校生活の中で教育活動に集中できることを念頭におき、毎年全教職員で協議をし、必要に応じて見直しを行っています。その上で、中学校区（本校の場合は、千代崎中・鼓ヶ浦中）の小中学校間で共通理解を図り、中学校区全体で統一した指導に努めています。

このような中、「毛染めやパーマ等の頭髪」「ピアス等の装飾物」に関することについて、これまでも禁止としていたものの、きまりに明記されていないことで混乱を招いてしまう状況が懸念されるようになってきました。

「学校のきまり」は、社会に出たときに必要な規範意識やルール遵守の力を育むためにあります。引き続き、集団生活をおくる学校という場では、禁止という方針で指導をさせていただきます。また、千代崎中・鼓ヶ浦中と連携した小中9年間の学校教育の中で、中学校でも禁止となっているこの項目について、小学校でも同様の指導をしていく必要があります。

そこで、令和7年度より「毛染めやパーマ、ピアス等は禁止」という項目を「あたごの生活のきまり」に追記させていただきます。価値観が多様化している現代において、様々なご意見もあろうかと思いますが、ご理解ご協力をよろしくお願いします。

尚、この件につきましては、学校運営協議会、PTA役員会でも協議を行い、いただいたご助言等も踏まえ、このような対応をさせていただきました。

